

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月19日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第103号

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則

毒物及び劇物取締法施行細則（昭和39年香川県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(受験願書)</p> <p>第7条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦6センチメートル、横<u>4センチメートル</u>のもので、その裏面に氏名及び生年月日を記入したものとする。）</p>	<p>(受験願書)</p> <p>第7条 試験を受けようとする者は、受験願書（第2号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦6センチメートル、横<u>5センチメートル</u>のもので、その裏面に氏名及び生年月日を記入したものとする。）</p>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。